

関市創業支援拠点施設条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、関市創業支援拠点施設条例（令和6年関市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
（使用許可の申請等）

第2条 条例第6条第1項の規定による関市創業支援拠点施設（以下「施設」という。）の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、関市創業支援拠点施設使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、連続して5日を超えて申請することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 申請者は、定期的に曜日又は日時を指定して申請することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 市長は、施設の使用を許可したときは、関市創業支援拠点施設使用許可書（別記様式第2号）を交付する。

5 許可を受けた使用時間には、準備及び原状に回復する時間を含むものとする。

（使用許可の変更申請等）

第3条 施設の使用許可を受けた者は、当該許可に関する事項を変更又は取消しをしようとするときは、関市創業支援拠点施設使用変更（取消）申請書（別記様式第3号）に関市創業支援拠点施設使用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更又は取消しを許可したときは、関市創業支援拠点施設使用変更（取消）許可書（別記様式第4号）を交付する。

（使用許可の取消し等）

第4条 市長は、条例第7条の規定により施設の使用を許可しなかったとき又は条例第9条第1項の規定により施設の使用の許可を取り消したときは、関市創業支援拠点施設使用等不許可（許可取消）通知書（別記様式第5号）を交付する。

(使用料の減免の額等)

第5条 条例第10条第3項の規定により使用料を減免することができる額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市又は関市教育委員会が主催し、又は共催する事業等に使用するとき 使用料の全額

(2) 公共的な団体で市長が適当と認めるものが市の業務を補完する目的のために使用するとき 使用料の全額

(3) 学校教育法の規定により市内に設置された高等学校の生徒及びその引率者が教育課程に基づく学習活動、部活動その他の学校教育活動として使用するとき 使用料の4分の3の額

(4) 前各号に掲げるときのほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が適当と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、関市創業支援拠点施設使用料減免申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する減免の申請を承認したときは、関市創業支援拠点施設使用料減免承認書（別記様式第2号）を交付する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年1月18日から施行する。